



令和7年度 横浜市脱炭素関連 補助・支援制度一覧



横浜市では、温室効果ガス削減と脱炭素社会実現へ向け、
市民・事業者の皆様の省エネ・再エネ導入を支援しています。

No	事業名	ページ	対象	
			市民	事業者
01	横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業（YGrEP）	1	○	○
02	よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度	2		○
03	横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助制度	2	○	
04	集合住宅再生可能エネルギー電気導入促進事業	3		○
05	マンション専門家派遣事業（マンション・アドバイザー派遣支援）	3	○	
06	長期修繕計画作成促進モデル事業	4	○	
07	集合住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金	4	○	
08	新築認定長期優良住宅に係る固定資産税・都市計画税（家屋分）の減額制度	5	○	○
09	新築認定低炭素住宅等に係る都市計画税（家屋分）の減税制度	5	○	○
10	住宅の省エネ改修に伴う都市計画税（家屋分）の減税制度	6	○	○
11	脱炭素取組宣言制度	6		○
12	カーボンニュートラル設備投資助成事業	7		○
13	脱炭素経営専門相談窓口	7		○
14	脱炭素訪問支援・伴走支援	8		○
15	横浜市省エネ診断支援補助金	8		○
16	横浜市中小企業融資制度	9		○
17	自治会町内会館脱炭素化推進事業	10	○	
18	急速充電設備等設置費補助金	10		○
19	EVバス等普及促進補助金	11		○
20	燃料電池バス普及促進補助金	11		○
21	燃料電池自動車（FCV）普及促進費補助金	12	○	○
22	水素利用設備導入費補助金	12		○
23	再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例制度	13		○

各補助・支援制度はそれぞれの予算上限に達し次第終了します。
最新の情報はQRコードからウェブサイトをご確認ください。

01

横浜グリーンエネルギー パートナーシップ事業 (YGrEP)

太陽光発電・蓄電池などの設備導入に対し、キャッシュレスポイント還元による支援を行います。併せて、設備の導入によって生まれた CO₂ 削減量（環境価値）を取りまとめ、J- クレジット制度を活用して、市内で開催される大規模イベントなどに活用していきます。

対象者	個人 ※ V2H のみ事業者含む
支援額	①太陽光発電設備：1万 5000 円分 /kW（上限4kW）/ 戸 ②蓄電池：15 万円分 / 戸 ③おひさまエコキュート：2万円分 / 戸 ④電気自動車：10 万円分 / 戸 ⑤燃料電池（エネファーム）：3万円分 / 戸 ⑥ V2H 充放電設備：10 万円分 / 戸
条件	• 横浜グリーンエネルギーパートナーシップ（J-クレジットのプロジェクト）へ参加すること。 （V2H は任意） • ①太陽光発電設備の導入支援については②蓄電池、③おひさまエコキュート、または④電気自動車のいずれか（又は複数）を同時に設置するか既に設置していること。 • ②蓄電池、③おひさまエコキュート、④電気自動車の導入支援については①太陽光発電設備を同時に設置するか既に設置していること。 ※年1回程度モニタリングデータをご提出いただきます。
受付期間	令和7年7月31日（木）～令和7年12月22日（月） ※先着順で受付 ※予算上限に達し次第、終了 ※設備の設置前に申請が必要

問合せ先

横浜グリーンエネルギーパートナーシップ事業事務局 050-5846-3614
 (午前 10 時～午後 6 時、水・日・祝・12/30～1/3 を除く)
 (所管：脱炭素・GREEN × EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課 671-2661)



案内ページ

02

よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度

最高レベルの断熱性能（等級6、7）や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の設計又は施工に関する業務に一定の知識及び技術を有する事業者を登録・公表する制度です。

対象者	建築士等の有資格者
内 容	<ul style="list-style-type: none">最高レベルの断熱性能（等級6、7）や気密性能を備えた「健康・省エネ住宅」に関する講習会を開催講習会を受講し、一定の知識や技術を習得した事業者を登録し、HP上で公表

問合せ先

建築局住宅政策課 671-2922



案内ページ

03

横浜市脱炭素リノベ住宅推進 補助制度

子育て世代をはじめ、全世代が行う最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅への改修に要する費用の一部を補助することで、「省エネ性能のより高い住宅」の普及及び空家の流通の促進を図りながら、市内への転入や定住を促進します。

対象者	個人
補助金額	150万円（子育て世代の住替え） 120万円（その他の定住世帯）
補助対象住宅の要件	断熱等級6又は7の省エネ性能及び再エネ設備を有していること ※その他詳しい要件はHPをご確認ください。
受付期間	令和7年6月2日（月）～11月30日（日） ※買取再販型で、予約済みの案件であり、かつ令和8年2月28日までに住替えが可能なものは令和8年1月31日まで

問合せ先

建築局住宅政策課 671-2922



案内ページ

04

集合住宅再生可能エネルギー 電気導入促進事業

横浜市内に所在する集合住宅への再生可能エネルギー電気の導入を条件とした、高圧一括受電化に必要となる受変電設備及び電力量計の設置費用の一部を補助します。

対象者	次の要件を満たす事業者 (1) 市内の集合住宅に受変電設備及び電力量計を設置する事業者 (2) 本市再エネ電気高圧一括受電サービスの登録を受けた事業者
補助率	1/2
補助上限額	次のいずれか小さい額 (1) 受電する1棟当たり 8,500,000 円 (2) 受電する1住戸当たり 85,000 円
受付期間	令和7年4月17日（木）～12月26日（金）

問合せ先

脱炭素・GREEN × EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課 671-2661



案内ページ

05

マンション専門家派遣事業 (マンション・アドバイザー派遣支援)

マンションの適正な維持・管理や改修・建替え、省エネ改修等に関して、マンション専門家が現地に伺い、アドバイスします。

マンションの省エネ改修は、窓や外壁の断熱、高効率な設備への更新などを行うことで、冷暖房費の節約や住環境改善が期待できます。

対象者	市内の分譲マンション管理組合等
内 容	管理・修繕のお悩み、管理計画認定制度、省エネ改修などの相談に対して、省エネや創エネに資する改修や設備更新等を検討する管理組合へ専門家を派遣し、相談対応等の支援を実施。 (3時間、1回まで無料)
条 件	横浜市マンション登録制度への登録など

問合せ先

建築局住宅再生課 671-2954



案内ページ

06

長期修繕計画作成促進モデル事業

マンションの長期修繕計画作成に係る費用の一部を横浜市が補助し、長期修繕計画の作成や見直しを促進します。

対象者	市内の分譲マンション管理組合
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱・高効率設備など“省エネ”を盛り込んだ修繕計画を作成しようとしていること ・横浜市管理計画認定制度を認定済（または申請の総会決議済） <p>※その他詳しい条件はHPをご確認ください。</p>
補助対象経費	長期修繕計画作成に要する委託費用
補助上限額	上限 20万円 委託費用の2分の1まで

問合せ先

建築局住宅再生課 671-2954



案内ページ

07

集合住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金

集合住宅へ設置する電気自動車等用充電設備に対して補助を行います。

対象設備	集合住宅へ設置する充電設備
対象経費	設備費+工事費
補助上限額	集合住宅向け電気自動車等充電設備設置費 (1) 普通充電設備・充電コンセントスタンド 上限 10万円/基 (2) 充電コンセント 上限 5万円/基 ※ (1) (2) あわせて、補助対象上限基数 5基
受付期間	令和7年6月24日（火）～令和8年2月13日（金）

問合せ先

脱炭素・GREEN × EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課 671-2661



案内ページ

08

新築認定長期優良住宅に係る固定資産税・ 都市計画税(家屋分)の減額制度

長期優良住宅の認定を受けた新築住宅について、一定期間、当該住宅にかかる固定資産税額及び都市計画税額の2分の1を減額します。

対象	以下の要件を満たすもの 1 平成21年6月4日から令和8年3月31日までに新築された住宅 2 長期優良住宅の認定を受けていること 3 居住部分の床面積が50m ² （一戸建て以外の賃家住宅は40m ² ）以上280m ² 以下であること 4 居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること
減額適用期間	・3階以上の準耐火構造又は耐火構造住宅：新築後7年間 ・上記以外の住宅：新築後5年間
減額される税額	家屋の床面積120m ² 相当分まで固定資産税及び 都市計画税額の2分の1 ※新築された日から翌年の1月31日までに住宅の所在する区の税務課家屋担当に申告が必要

問合せ先

(制度内容) 財政局固定資産税課 671-2260
(認定長期優良住宅に関する) 建築局建築企画課 671-4526



案内ページ

09

新築認定低炭素住宅等に係る 都市計画税(家屋分)の減額制度

低炭素住宅等の認定を受けた新築住宅について、一定期間、当該住宅にかかる都市計画税額の2分の1を減額します。

対象	令和4年4月1日から令和8年3月31日までに新築された住宅で、下記の要件を全て満たすもの 1 次の①から③のいずれかに該当する住宅 ① 認定低炭素住宅 ② ZEH水準省エネ住宅 ③ 建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する住宅 2 人の居住の用に供する部分が2分の1以上で、居住部分の床面積が50m ² （一戸建て以外の賃家の場合は40m ² ）以上280m ² 以下
減額適用期間	・3階建て以上の準耐火構造又は耐火構造住宅：新築後5年間 ・上記以外の住宅：新築後3年間
減額される税額	家屋の床面積120m ² 相当分まで都市計画税額の2分の1 ※新築された日から翌年の1月31日までに住宅の所在する区の税務課家屋担当に申告が必要

問合せ先

(制度内容) 財政局固定資産税課 671-2260
(認定低炭素住宅等に関する) 建築局建築企画課 671-4526



案内ページ

10

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税・ 都市計画税（家屋分）の減額制度

省エネ改修工事を行った住宅について、固定資産税額及び都市計画税額の3分の1を減額します。さらに、省エネ改修工事が行われ認定長期優良住宅に該当することとなった住宅については、減額される割合が3分の1から3分の2に拡充されます。

対象	令和8年3月31日までに改修工事を行った住宅で下記の要件を全て満たすもの 【対象要件】 1 以下の①、または①と合わせて行う②③の改修工事のいずれか ① 窓の断熱工事 ② 床 / 天井 / 壁の断熱工事 ③ 太陽光発電設備 / 高効率空調機 / 高効率給湯器 / 太陽熱利用システム等の設置工事 2 省エネ改修部位が全て平成28年度基準に新たに適合すること 3 省エネ改修工事費から補助金等を除いた金額が60万円超（税込） 4 平成26年4月1日以前から所在する住宅 5 改修工事後の床面積50m ² 以上280m ² 以下
減額適用期間	改修が完了した年の翌年度のみ
減額される税額	家屋の床面積120m ² 相当分まで固定資産税及び都市計画税額の3分の1 (長期優良住宅の場合は3分の2) ※工事完了後3ヶ月以内に住宅の所在する区の税務課家屋担当に申告が必要

問合せ先

財政局固定資産税課 671-2260



案内ページ

11

脱炭素取組宣言制度

中小企業が脱炭素化に取り組むスタート段階として、身近な省エネ活動を含めた脱炭素化に着手することを宣言する制度です。横浜市は、宣言された事業者の皆様の脱炭素化の取組を応援しています。

横浜市Webサイト上から自社が脱炭素化に取り組むことを「5分程度」で宣言できます。

宣言すると、宣言書やロゴマーク（ステッカー等）の利用、省エネ診断支援等の補助金の活用、融資制度の支援などの多くのメリットがあります。

主な対象要件

市内で事業活動を営む、企業もしくは個人事業者
※事業所単位での宣言もすることができます。
※大企業や、市外本社企業の市内事業所も宣言することができます。

問合せ先

経済局中小企業振興課 671-4236



案内ページ

12

カーボンニュートラル 設備投資助成事業

市内の中小企業者が実施する省エネ・再エネ設備の導入にかかる経費を助成します。

省エネルギー化支援助成金

対象者	市内中小企業	
対象設備	業務用空調設備※、業務用給湯器※、業務用冷凍冷蔵設備※、LED 照明※、高性能ボイラ、変圧器、産業用モータ、生産設備（省エネ導入コースは（※）のみ対象）	
助成率	省エネ導入コース：対象設備による	省エネ診断受診コース：1／2
助成限度額	省エネ導入コース：30 万円	省エネ診断受診コース：300 万円
期間	令和7年7月1日（火）15 時～10月31日（金）17 時	

太陽光発電導入支援助成金

対象者	市内中小企業	
対象設備	太陽光発電設備及び太陽光発電設備と同時に導入する蓄電池	
助成率	発電出力1kW あたり最大 10 万円	
助成限度額	500 万円	
期間	令和7年5月1日（木）～10月31日（金）17 時	

問合せ先

経済局ものづくり支援課 671-3489



案内ページ

13

脱炭素経営専門相談窓口

市内中小企業の皆様を対象に、脱炭素化に関する様々な相談に応じます。

対象者	市内中小企業	
内容	脱炭素化の取組や関連する補助金等に関する相談、補助金等の申請サポート、自社の CO ₂ 排出量・電気使用量を把握するためのセルフ診断の支援等を行います。（1回1時間、無料）	
予約方法	(公財) 横浜企業経営支援財団 (IDEC 横浜) のウェブサイトのお問い合わせフォームからお申し込みください。 URL : https://datsutanso.idec.or.jp	

問合せ先

(公財) 横浜企業経営支援財団イノベーション支援課 225-3717



案内ページ

14

脱炭素訪問支援・伴走支援

「脱炭素経営アドバイザー（※）」による脱炭素化に向けた訪問支援及び伴走支援を行います。
※脱炭素経営アドバイザー：事業者の脱炭素化に向けた取組を支援する専門家が、脱炭素化の戦略立案や、CO₂排出量算出、削減策の提案などを行います。

対象者	市内中小企業
訪問支援	アドバイザーが事業所を訪問し、脱炭素に関連して、横浜市の施策紹介や基礎的情報の提供、脱炭素取組宣言制度の紹介（宣言方法、メリット等の説明含む）、CO ₂ 排出量算出方法（セルフ診断実施方法）のアドバイス等を行います。 (1回2時間程度、無料)
伴走支援	アドバイザーが事業所を訪問し、CO ₂ 排出量見える化作業の実践や、ヒアリング等による現状把握及び課題抽出と方向性検討（提案）、CO ₂ 削減計画の策定支援（提案）等を行います。 (3回×2時間程度、無料)
予約方法	（公財）横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）のウェブサイトのお問い合わせフォームからお申し込みください。 URL： https://datsutanso.idec.or.jp

問合せ先

（公財）横浜企業経営支援財団イノベーション支援課 225-3717



案内ページ

15

横浜市省エネ診断支援補助金

経済産業省が実施する省エネルギー診断を受診した中小企業者等に対し、省エネ診断の受診費用のうち、事業者の皆様の自己負担分を補助します。

対象者	経済産業省が支援する省エネルギー診断を受診した中小企業者等
対象経費	省エネルギー診断の受診費用 対象となる省エネ診断：（一社）環境共創イニシアチブの「ウォータースルーチェンジ」・「IT診断」・「伴走支援」、（一財）省エネルギーセンターの「省エネ最適化診断」・「ステップアップ診断」
補助率	補助対象経費の10/10
補助上限額	5万円
受付期間	令和7年5月13日（火）～令和8年2月28日（土）

問合せ先

経済局中小企業振興課 671-4236



案内ページ

横浜市中小企業融資制度

※脱炭素関係のみ抜粋

中小企業者（中小・小規模企業・個人事業主）の皆様が事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、横浜市が横浜市信用保証協会及び取扱金融機関と連携して行っている融資制度です。

脱炭素割（振興資金・小規模企業特別資金・協調融資資金）

融資対象

次に該当する中小企業者

- 1 各資金の要件※を満たしている
- 2 次の(1)、かつ(2)又は(3)のいずれかに該当する事業者
 - (1) 横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施
 - (2) 現状の温室効果ガス排出量の見える化を実施
 - (3) 「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」を活用し、再エネ電力プランに切り替えを実施

※各資金の要件については、ウェブサイト参照



案内ページ

脱炭素よこはま資金ミニ

融資対象

横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施し、かつ、次のいずれかを満たす中小企業者

- 1 令和5年度以降にグリーンリカバリー設備投資助成金、又はカーボンニュートラル設備投資助成事業に関連する設備投資を実施
- 2 (公財) 横浜企業経営支援財団が実施する「技術相談（環境技術・省エネルギー）」による支援を受け、設備投資を実施
- 3 温室効果ガス排出量削減に資する設備投資を実施



案内ページ

脱炭素よこはま資金

融資対象

横浜市の「脱炭素取組宣言」を実施し、かつ、次のいずれかに該当する中小企業者

- 1 温室効果ガス排出量削減目標を定め、第三者機関の認証等を得た事業計画に従い、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる
- 2 脱炭素分野での「横浜市次世代重点分野立地促進助成金」の交付決定を受けている



案内ページ

問合せ先

経済局金融課 671-2592

17

自治会町内会館脱炭素化推進事業

自治会町内会館等に、省エネ設備等を導入する際に必要な経費の一部を補助します。

対象団体	会館を所有している横浜市内の自治会町内会・地区連合町内会 ※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている自治会町内会等も補助対象となる場合があります。 詳細については、事業のホームページ、募集案内等をご確認ください。
対象製品	LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池 ※一定の条件を満たした製品が対象となります。詳細については、事業のホームページ、募集案内等をご確認ください。 ※10月1日(水)～10月31日(金)はLED照明器具とエアコンのみが対象。
補助率	2/3
補助上限額	・LED 照明器具：60 万円 ・エアコン：130 万円 ・断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池：200 万円 (いずれかの実施も可。ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る。補助上限額は合算での上限額。)
受付期間	令和7年4月1日（火）～10月31日（金） ※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

問合せ先

市民局地域活動推進課 671-2317



案内ページ

18

急速充電設備等設置費補助金

急速充電設備等を設置した事業者に対し、導入に要する経費の一部を補助します。

対象者	横浜市内に所在する商業施設等に急速充電設備等を設置する法人、個人、個人事業主又はリース事業者
対象経費	急速充電設備等の設備費及び工事費
補助上限額	上限 30 万円 / 基 ※当該充電設備等で使用する電気を再エネ電気としている場合は、上限 40 万円 / 基
受付期間	令和7年7月24日（木）～令和8年3月13日（金）

問合せ先

脱炭素・GREEN × EXPO 推進局循環型社会推進課 671-4155



案内ページ

19

EVバス等普及促進補助金

EVバス及びEVバス用充電設備を導入する一般乗合旅客自動車運送事業者等に対して、導入経費の一部を補助します。

対象者	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、リース事業者等	
対象経費	EVバス：車両本体価格	EVバス用充電設備：設備費及び工事費
補助上限額	EVバス：上限 200 万円 / 台	EVバス用充電設備：上限 50 万円 / 基
受付期間	令和7年8月19日（火）～12月26日（金）	

問合せ先

脱炭素・GREEN × EXPO 推進局循環型社会推進課 671-4155



案内ページ

20

燃料電池バス普及促進補助金

燃料電池バスを導入する一般乗合旅客自動車運送事業者等に対して、導入経費の一部を補助します。

対象者	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、リース事業者等	
補助上限額	燃料電池バスの車両本体価格	
補助予定件数	上限 500 万円 / 台	
受付期間	令和7年6月24日（火）～12月26日（金）	

問合せ先

脱炭素・GREEN × EXPO 推進局循環型社会推進課 671-4155



案内ページ

21

燃料電池自動車（FCV） 普及促進対策費補助金

FCV の導入に係る経費の一部を補助します。

対象者	市内に使用の本拠の位置を置いたFCVを導入する法人または個人（個人事業主）等
補助上限額	1台あたり 上限 25 万円
補助予定件数	20 件
受付期間	令和7年6月 24 日（火）～令和8年3月 13 日（金）

問合せ先

脱炭素・GREEN × EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課 671-2661



案内ページ

22

水素利用設備導入費補助金

横浜市内で水素を燃料とする水素ボイラー等の設備の導入に要する経費の一部を補助します。

対象者	市内で補助対象設備を導入される法人又は個人事業主で、当該設備を設置する土地の使用権を有する方。又は土地の使用権を有する者から許諾を受け補助対象設備を設置するエネルギーサービス事業者
対象設備	<ul style="list-style-type: none">・水素ボイラー・水素コーチェネレーションシステム・水素又は水素キャリアの貯蔵タンク・脱水素装置 ※諸条件あり
補助上限額	1,000 万円／基
受付期間	令和7年6月 24 日（火）～11月 28 日（金）又は事業完了日の30日前のいずれか早い日まで

問合せ先

脱炭素・GREEN × EXPO 推進局循環型社会推進課 671-4155



案内ページ

再生可能エネルギー発電設備に係る 固定資産税（償却資産）の課税標準の特例制度

※通称：わがまち特例

再生可能エネルギー発電設備の固定資産税に係る特例率を定めています。

対象	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに新たに取得した特定再生可能エネルギー発電設備 (※取得が令和2年4月1日から令和6年3月31日の場合は旧法の規定が適用)	
内容	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税の課税標準額について、以下の特例率を乗じた額に軽減する。	
対象設備 特例率	・特定太陽光発電設備	1千kW未満…1/2 1千kW以上…7/12
	・特定風力発電設備	20kW未満…7/12 20kW以上…1/2
	・特定水力発電設備	5千kW未満…1/3 5千kW以上…7/12
	・特定地熱発電設備	1千kW未満…1/2 1千kW以上…1/3
	・特定バイオマス発電設備 ①1万未満…1/3 ②1万kW以上2万kW未満…1/2 ③1万kW以上2万kW未満 (②のうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換する設備)…11/14	詳細については案内ページ「わがまち特例について」をご覧ください。

問合せ先

財政局償却資産課 671-4384



案内ページ

